

大型連休中の業務のお知らせ

1

大型連休中の業務予定をお知らせします。公共施設の休館日は、15ページをご覧ください。

業務のご案内	4月		5月					
	29日 木・祝	30日 金	1日 土	2日 日	3日 月・祝	4日 火・祝	5日 水・祝	6日 木
市役所	×	○	×	×	×	×	×	○
ごみ収集	○	○	×	×	×	×	○	○
し尿収集	×	○	×	×	×	×	×	○
浄化槽汚泥収集	×	○	○	×	×	×	×	○
クリーンヒル宝満	○	○	○	×	×	×	×	○
コミュニティバス	×	○	○	×	×	×	×	○
みくにサービスセンター	×	×	×	○	×	×	×	○
あすてらすサービスセンター	○	○	×	○	○	○	○	×
こぐま子どもの家	×	○	○	×	×	×	×	○
まどかチャイルドケアセンター	×	○	○	×	×	×	×	○
シルバー人材センター	×	○	×	×	×	×	×	○

2

(事業者対象) キャッシュレス決済 ポイント還元キャンペーンの説明会を開催します

市独自
支援

申問 商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続く市内事業者の売上げ回復を目的に、「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン」を6月に実施します。キャンペーンに向け、市はPayPay未加盟店の事業者を対象に説明会を開催します。登録方法や使い方、決済方法などを説明しますので、導入を検討している事業者はご参加ください。



日時 4月28日(水) / 午後2時～3時
会場 小郡市商工会館
申込方法 電話

PayPay決済サービスに関する問合せ

- ★利用者向け PayPayカスタマーサポート窓口 ☎0120-990-634
- ★事業者向け 導入を検討している事業者向け ☎0120-957-640

キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを6月に実施します

市民と事業者にキャッシュレス決済の導入を後押しし、人との接触を減らす「新しい生活様式」の定着を目的に実施します。

キャンペーンの概要 市内のPayPay加盟店で、PayPay残高で支払いすると最大20%のPayPayボーナス付与

キャンペーン期間 6月1日(火) / 午前0時～30日(水) / 午後11時59分

キャンペーン対象店舗 市内のPayPay加盟店

※行政サービス、郵便局、病院・調剤薬局などは対象外

※新規でPayPayに加盟する場合、キャンペーンの適用に締切があります。詳しくは、事業者向けの問合せ先(☎0120-957-640)までお問い合わせください

ポイント付与上限額 1回の支払いで最大1,000円相当かつ、キャンペーン期間中で最大10,000円相当

※支払いの翌日から起算して、30日後にPayPayボーナスを付与します

※ヤフーカード以外のクレジットカードは対象外

※付与されるPayPayボーナスはPayPay/ワイジェイカード公式ストアでの利用可能。出金・譲渡不可

(全国一律) ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、子育て負担の増加や支出の増加の影響を勘案し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します(国制度)。

対象 ①～③のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される人(申請不要)
- ②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(申請が必要)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(申請が必要)

支給額 児童一人当たり5万円

申請締切 令和4年2月28日(月) / 午後5時必着

※他の自治体で給付を受けた人は、申請できません

【上記①に該当する人】

4月中に送付する案内をご覧ください。

【上記②③に該当する人】

申請書は、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶健康・医療▶新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ▶低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金)からダウンロードできます。

市営住宅入居者を募集します

申問 都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111

募集住宅

【井上第1住宅】2DK(3戸)、3DK(3戸)

【井上第2住宅】1DK(1戸)、3LDK(1戸)、

車いす住宅1LDK(1戸)、

車いす住宅2LDK(2戸)

※3DK、3LDKは单身不可

案内書配付期間 4月27日(火)～5月19日(水)

案内書配付・申込受付場所 都市計画課

申込方法 都市計画課に申込書などを持参

※申込資格など詳しくは、案内書をご覧ください

申込期間 5月6日(木)～19日(水)

抽選会 申込者多数の場合、5月28日(金)に抽選会を実施

狂犬病予防集団注射

問 生活環境課環境係 ☎72-2111

令和3年3月2日以降に、まだ飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせていない人は、下記の集団注射が動物病院で接種してください。

日時 5月13日(木) / 午後2時30分～3時15分

※令和3年度の集団注射最終日です

会場 小板井ふれあい公園(七夕通りマクドナルド西側)

※悪天候時や新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止する場合は、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックでお知らせします。お出かけ前にご確認ください



令和3年度の後期高齢者医療保険料のお知らせ

☎国保年金課医療・年金係 ☎72-2111、後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111

6

保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^{※1}に応じて負担する「所得割額」との合計です。

保険料額(年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 〔総所得金額等 ^{※1} - 基礎控除額 ^{※2} 〕 × 10.77% (所得割率)
-------------------------	---	-----------------	---	--

- ※1 「総所得金額等」は、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です
- ※2 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります

令和3年度の保険料軽減措置

世帯の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。これまで特例により緩和されていた7.75割軽減は、令和3年度から本来の軽減割合である7割軽減になります。

対象者の所得要件 〔同一世帯 ^{※3} 内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額〕	軽減割合(均等割額の年額)
	令和3年度
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	7割(16,706円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	5割(27,843円)
43万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	2割(44,549円)

- ※3 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準です
- ※4 「軽減対象所得金額」は、基本的に総所得金額等と同じですが、満65歳以上の人の公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります
- ※5 太字部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人

当面の間、所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料：年額27,843円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先されます。

保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

のぞみが丘校区コミュニティセンター (のぞみがおか生楽館)が文部科学大臣表彰を受けました

問コミュニティ推進課コミュニティ推進係 ☎72-2111

のぞみがおか生楽館が、特に事業内容・方法などが他の模範と認められるものに贈られる第73回文部科学省優良公民館表彰を受けました。全国で1万4千館を超える対象施設(公立公民館など)から、令和2年度は65の施設が選出された狭き門です。のぞみがおか生楽館は、これに先立ち令和2年度福岡県公民館連合会優良公民館表彰も受賞しており、ダブル受賞となっています。

これからも地域の人々の「居場所」として集える場所、自分の経験や力を生かせる場所として、いつでも誰でも自然とつながることができるような施設づくりをめざしていきます。



のぞみがおか生楽館の職員の皆さん

のぞみがおか生楽館

- ・平成11年に市内唯一の小学校施設内の社会教育施設として開設
- ・住宅地にあるコミュニティセンターとして住民同士の関係づくりに重点を置き、多世代が集う取組を現在まで続けています。学校敷地内にある施設という特徴を生かし、子育て世代が事業に多く参加しています

5月12日は民生委員・児童委員の日です

問福祉課地域福祉係 ☎72-2111

この日にちなんで、小郡市民生委員児童委員協議会では、一斉訪問などを行います。民生委員・児童委員について知ってもらうとともに、活動へのご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、地域の人が担う福祉のボランティアで、身近な相談相手です。また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う児童委員も兼ねています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。

主な活動内容

- ・一人暮らしの高齢者や障がいがある人、子育て世帯などの見守り活動を行います
- ・生活上の困りごとや心配ごとなどさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、専門機関への「つなぎ役」となります



見守り訪問活動

生活上の困りごとは、ひとりで悩まずご相談ください

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員を紹介しますので、福祉課地域福祉係までお問い合わせください

ひとり暮らし

何かあったときが不安



子育て

うまくいかない



介護

介護をするばかりで自分の時間がない



福祉サービス

どこに相談すればいいかわからない

